

監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年4月25日

上田市監査委員 小池 俊一

1 平成29年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
政策企画部	上田文化会館	市文化会館条例では、使用料は利用許可の際に徴収することとされていますが、施設を利用した日の2か月後に徴収されていました。(市文化会館施設使用料:59千円、92千円)	納付書による使用料の徴収については、早期の納入となるよう、利用者に依頼及び催促を行います。
政策企画部	広報シティプロモーション課	保守管理委託業務について、定期的な検査の実施後に提出される完了報告に基づき、その都度行うべき完了検査が実施されていない事例がありました。(市メール配信システム保守管理業務委託2,536千円)	これまでは上田市財務規則第133条にのっとり、契約が満了する3月に完了検査を実施してまいりました。 9月頃、本監査結果を指摘いただき、また当該業務委託契約書第7条においても完了報告がなされたら10日以内に完了検査を行うものとしていることから、9月分の当該業務から完了報告の都度、完了検査を実施しています。
政策企画部	上田市交流文化芸術センター	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」が整備されていませんでした。(ナンバー:480き1679、501ぬ9869)	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」を整備しました。
総務部	総務課	<p>【全体の監査意見】</p> <p>○分割発注について 工事・委託について、契約・発注を分割する理由に合理性を欠く事例がありました。</p> <p>①契約・発注を分割する場合の要件の明示、②随意契約の専決権についての検討、③工事契約発注に関する専門知識(ノウハウ)を持った職員の育成・確保の3つの視点から対応策を検討することを要望します。(総務課、契約検査課、教育総務課)</p>	<p>①随意契約ガイドラインでは、「少額の契約」に該当する場合、契約を細分化したり、恣意的に予定価格を限度額以下に設定してはならないことを記載していますが、平成30年3月に随意契約ガイドラインを改正し、分離・分割発注する場合の注意事項を新たに加え、周知を図りました。</p> <p>②専決権については、随意契約の決定から契約締結に至る過程での確認体制を改めて整理し、適正な契約事務の執行が確保されるよう確認体制の構築を図ってまいります。</p> <p>③適正な契約事務の執行を図るため、財務・契約に関する研修を、新規採用職員研修、初級職員研修、係長研修において実施していますが、指摘事項も踏まえた研修内容とするなど、引き続き必要な知識の習得を図ってまいります。また、建設工事の発注にあたっては、特に技術系の専門的な知識が必要となるため、外部機関における専門研修の受講や、工事の設計に精通した職員による研修会の開催などにより、専門知識を持った職員の育成に努めてまいります。</p>
総務部	行政管理課	<p>【重点監査事項】</p> <p>○法定の定期点検の実施について 庁用自動車について、道路運送車両法第48条で規定される定期点検(1年点検)を実施していない自動車が28台ありました。庁用自動車を管理する所管課が定期点検を確実に実施するとともに、庁用自動車を統括管理する行政管理課が実施状況をチェックする体制づくりが必要と考えます。</p> <p>○安全運転管理者等について 上田市庁用自動車管理規程第7条によれば、道路交通法第74条の3に規定する安全運転管理者は市長が任命することとされていますが、現状は長野県公安委員会へ所管課ごとに直接届出手続等が行われています。安全運転に必要な指導や管理業務の実施については、所管課の自主性に委ねられている状況から、庁用自動車を統括管理する行政管理課による指導、監督が必要と考えます。</p>	<p>○上田市庁用自動車管理規程では第22・23条で運行状況の記録及び記録の保存が規定されており、また第24条では自動車の管理者はそれら記録を確認することができます。法定点検の実施記録についても同様に求めることとし、また、各車両について点検の期日までには車両管理者等へ通知を行い、常に状況把握を行う体制とします。</p> <p>○共用車及び専用車を所有する上田市の各課所(事業所)等では、道路法74条4に基づき安全運転管理者等を置いています。行政管理課長(安全運転管理者)と各課所の安全運転管理者等と連携を図り安全運転に必要な指導や管理業務を徹底してまいります。</p>

1 平成29年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
総務部	行政管理課	<p>【全体の監査意見】</p> <p>今回の定期財務事務監査の指摘事項等を踏まえ、管理・監督者は、その責任及び役割を認識し、各課の責任者である財務・会計事務担当者を中心とした内部統制の再構築に向けた取組が望まれます。(会計課、行政管理課)</p>	<p>内部統制については、行政管理課、会計課及び財政課等が連携して、部長会議や課長会議を通して、各所属長が管理・監督者としての責任及び役割の再認識を図るとともに、各課の責任者である財務・会計事務担当者の職責についても理解し、担当者自らもその職責を再認識するよう、研修会等で周知徹底を図り、内部統制機能の再構築等、適切な運用体制の確保に取り組んでまいります。</p>
総務部	行政管理課	<p>【全体の監査意見】</p> <p>平成29年6月、地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、内部統制に関する方針の策定や監査制度の充実強化などの改正が行われました。法律改正の主旨にのっとり、総務部行政管理課及び会計管理者(会計課)の持つ内部統制機能を再整理、再構築する取組が強く望まれます。(会計課、行政管理課)</p>	<p>内部統制については、既存の統制が機能するように役割を明確にした上で再認識を図るとともに、各課所が行う財務会計事務に伴う統一事項の運用について連携して指導を行い、地方自治法改正に伴う先進市の状況を調査、確認する中で、内部統制機能の再構築等、適切な運用体制の確保に取り組んでまいります。</p>
総務部	情報システム課	<p>マルチメディア情報センターのデジタルファクトリー使用許可の際に納入されるべき使用料について、施設を使用した日から相当期間経過して納入されている事例がありました。(4月から3月分447千円をH29.3.19、H29.4.28の2回で納入)</p>	<p>納付書による使用料の徴収については、施設を使用する前に使用料を払うよう利用者に説明し、使用料の納入を確認してから貸し出すよう業務を見直しました。</p>
総務部	情報システム課	<p>上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」が整備されていませんでした。(ナンバー:400そ7130)</p>	<p>上田市庁用自動車管理規程にのっとり、運行前点検記録表を整備し記録をつけるように改めました。</p>
財政部	契約検査課	<p>【全体の監査意見】</p> <p>○分割発注について</p> <p>工事・委託について、契約・発注を分割する理由に合理性を欠く事例がありました。</p> <p>①契約・発注を分割する場合の要件の明示、②随意契約の専決権についての検討、③工事契約発注に関する専門知識(ノウハウ)を持った職員の育成・確保の3つの視点から対応策を検討することを要望します。(総務課、契約検査課、教育総務課)</p>	<p>①随意契約ガイドラインでは、「少額の契約」に該当する場合、契約を細分化したり、恣意的に予定価格を限度額以下に設定してはならないことを記載していますが、平成30年3月に随意契約ガイドラインを改正し、分離・分割発注する場合の注意事項を新たに加え、周知を図りました。</p> <p>②専決権については、随意契約の決定から契約締結に至る過程での確認体制を改めて整理し、適正な契約事務の執行が確保されるよう確認体制の構築を図ってまいります。</p> <p>③適正な契約事務の執行を図るため、財務・契約に関する研修を、新規採用職員研修、初級職員研修、係長研修において実施していますが、指摘事項も踏まえた研修内容とするなど、引き続き必要な知識の習得を図ってまいります。</p> <p>また、建設工事の発注にあたっては、特に技術系の専門的な知識が必要となるため、外部機関における専門研修の受講や、工事の設計に精通した職員による研修会の開催などにより、専門知識を持った職員の育成に努めてまいります。</p>
財政部	収納管理課	<p>【全体の監査意見】</p> <p>○債権の時効管理の徹底について</p> <p>市が徴収する多くは公債権であり、強制又は非強制に関わらず差押、債務承認などの時効中断の手続きがなされなければ主に5年で消滅時効により徴収権利を失いますが、不納欠損されず調定されている事例が見受けられました。これを徴収すること自体が違法行為となることから注意が必要です。債権を有する課所の職員の債権管理に対する業務知識を深める研修等が必要と考えます。(収納管理センター)</p>	<p>○債権については法律関係により公債権、私債権の判断が難しいこともあり、時効管理も変わってくることから、収納管理センターでは以前にも上田市の債権の種類分けや研修を行い、各課における管理遂行を図ってきた経緯があります。しかしながら近年、研修会を実施していなかったこともあり、本年3月6日に各課を対象とした債権管理研修会を開催しました。今後も収納管理センターとして継続的に研修会開催等を検討するとともに、市の債権の状況や不納欠損の把握に努めてまいります。</p>

1 平成29年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
市民参加協働部	人権男女共同参画課	前年度分(平成27年度)の未収入金については、出納閉鎖後の繰り越された年度の6月1日に調定が行われる必要がありますが、7月21日に調定されていました。(同和地区住宅新築資金等貸付事業11,722千円)	財務規則第45条第2項により、出納閉鎖の6月1日に調定の処理を行います。
市民参加協働部	人権男女共同参画課	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」が整備されていませんでした。(ナンバー:580つ4370)	「運行前点検記録表(様式第3号)」を整備し、記録するようにしました。
市民参加協働部	城南解放会館	1者随意契約とする具体的理由が明らかにされていない事例がありました。(城南解放会館警備委託業務336千円)	契約伺いに1者随意契約の具体的理由を記載し、明らかにします。
生活環境部	生活環境課	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」、同第21条の「使用簿」が整備されていませんでした。(ナンバー:400す8220)	直ちに「運行前点検記録表」「使用簿」を整備し、職員に周知しました。
生活環境部	生活環境課	道路運送車両法第48条で規定される定期点検(1年点検)が実施されていませんでした。(ナンバー:480え7189)	平成29年3月の点検により修理不可能とされ、走行不能となっている車両であり、廃車が必要と判断したため、定期点検を実施していませんでした。 今後、法の規定に従い、定期点検のめれがないよう努めます。 なお、当該車両は県の元気づくり支援金により取得したものであり、県に確認したところ、平成30年度以降であれば廃車可能とのことであるため、30年度に廃車予定です。
生活環境部	廃棄物対策課	随時の収入で納入通知を発しないものは、収入のあったときに調定を行う必要がありますが、収入日より後に調定を行っている事例がありました。(一般廃棄物処理業許可12千円H29.3.23現金納入されH29.3.24に調定)	収入のあった日に調定を行います。
生活環境部	廃棄物対策課	契約金額が50万円以上の委託事業について、検査調書が作成されていない事例がありました。(容器包装再商品化業務委託1,055千円)	単価契約の年間予定価格が50万円以上になるため、今後については、その都度検査調書を作成します。
福祉部	福祉課	消滅時効を迎えた5年以上前の債権(未収入)について不納欠損処理をしてください。(生活保護費返還金 平成24年以前の収入未済額 25件 8,533千円)	時効が完成している債権については不納欠損処理を行います。
福祉部	福祉課	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」が整備されていませんでした。(ナンバー:400す1614、41こ163、580あ6523、580そ5757)	運行前点検記録表(様式第3号)を整備し、記録するようにしました。
福祉部	社会就労センター	道路運送車両法第48条に規定される定期点検(1年点検)が実施されていませんでした。(ナンバー:上田事業所41く6301、400す6788、400せ4187、武石事業所41す3823)	今後、法の規定に従い、定期点検のめれがないよう努めます。 なお、各車両とも年式が古く、事業廃止・経営委譲に伴い、廃棄処分の予定です。
福祉部	高齢者介護課	過年度分(平成26年度以前分)の未収入金について、調定が行われていませんでした。過年度分の未収入金は、翌年度の調定額に繰り越す4月当初に調定を行う必要があります。(老人福祉入所者負担76千円)	平成30年度から、4月当初に調定を行うよう、担当職員に指示しました。また、他の収入金についても同様に行うよう課内に周知徹底を図ります。

1 平成29年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
福祉部	高齢者介護課	前年度分(平成27年度)の未収入金について、出納閉鎖後の繰り越された年度の6月1日に調定が行われる必要がありますが、7月1日に調定されていました。(配色サービス利用者負担金288千円)	平成30年度から、6月1日に調定を行うよう、担当職員に指示しました。また、他の収入金についても同様に行うよう課内に周知徹底を図ります。
健康こども未来部	健康推進課	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」が整備されていませんでした。(ナンバー:100さ9047、400せ984、580め8923、41さ1373、41こ4100、580ま8430)	運行前点検記録票(様式第3号)を整備し、運行前は必ず記録票に基づき、点検を行い、安全運転に努めるよう職員に周知しました。
健康こども未来部	保育課	随意契約の50万円を超える委託業務施行伺で、副市長決裁がされていない事例がありました。(産業廃棄物収集運搬業務 ①上田清掃事業組合1,116千円 ②長野県環境開発㈱1,254千円)	今後、予定価格50万円以上の委託業務契約の場合は、財務規則及び事務処理規則を遵守し適切な事務処理を行い、再発防止のため、関係諸規定を再確認するとともに、書類等のチェックの徹底を図ります。
健康こども未来部	保育課	随時の収入で納入通知を発しないものは、収入のあったときに調定を行う必要がありますが、収入のあったときよりも後に調定を行っている事例がありました。(職員給食費徴収金)	全園に定期監査の結果を周知し、調定の時期について、収入のあった時に適正に処理をするよう指導徹底しました。 今後も機会を捉えて指導徹底を図り、財務規則の規定に従い、適正な事務処理を行うよう改善いたします。
健康こども未来部	保育課	消滅時効を迎えた5年以上前の債権(未収金)について不納欠損処理をしてください。(保育所費負担金 平成24年以前の収入未済額153件 15,192千円)	5年以上前の債権のうち、時効が中断せずに消滅時効を迎えたものについて確認し、不納欠損処理を進めております。 今後は時効管理方法を改善するとともに、やむを得ず消滅時効を迎えるものについては、適正に不納欠損処理を行うよう改善を図ります。
農林部	森林整備課	行政財産の目的外使用許可(1年以内)において、部長決裁がされていない事例がありました。(市有林2,441㎡ 原峠保養園外11件)	課内において、上田市事務処理規則別表1に記載される「決裁区分」について再度全員に周知したうえで、同規則に従い適正な事務処理の執行に努めます。
都市建設部	管理課	消滅時効を迎えた5年以上前の債権(未収金)について不納欠損処理をしてください。(道路水路使用料滞納繰越分 平成20年度1件10,000円)	不納欠損処理を行いました(丸子建設課)。
都市建設部	管理課	調定書について、収入済通知書及び根拠となる帳票類が裏面に添付されていない事例がありました。(パレオ年間賃料 ニチイ学館11,873千円、他2件8,390千円)(パレオ年間共益費 ニチイ学館5,088千円、他2件3,596千円)(信濃国分寺駅業務受託事業収入 1月分300千円)	収入済通知書及び根拠となる帳票類を調定書ごとに添付しました。現在は月例の事務処理の一環として調定書に必要な書類を添付することとしています。
都市建設部	管理課	前年度分(平成27年度)の未収入金について、出納閉鎖後の繰り越された年度の6月1日に調定が行われる必要がありますが、7月1日に調定されていました。(西上田駅月極駐車場使用料滞納繰越分8,400円、大屋駅月極駐車場使用料滞納繰越分9,800円)	滞納繰越となった未収金の調定について失念しており、7月に入り会計課からの指摘を受けて調定を行いました。今後は出納閉鎖後直ちに調定を行うこととし、後任者にも本事務処理について引き継ぐこととします。
都市建設部	土木課	委託業務の施行決定に際し、契約に先立つ施行伺のない事例がありました。(除雪業務上田地域 J13工区382,752円他)	今後契約の委託業務については、もれなく契約に先立ち施行伺の決裁を取るよう対応いたします。

1 平成29年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
都市建設部	都市計画課	工事請負の契約締結に際し、支出負担行為に先立つ契約伺のない事例がありました。(道路新設付帯工事 櫓下泉平線 1,274千円)	今後同様の過誤の無いよう、課内において、契約事務の手続きについて周知徹底しました。
都市建設部	都市計画課	行政財産の目的外使用許可において、許可内容等が変更されているため財政部長への協議が必要となりますが、行われていない事例がありました。(上田城跡公園自動販売機使用料 4千円)	今後同様の過誤の無いよう、課内において、事務手続きについて周知徹底しました。
都市建設部	都市計画課	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」が整備されていませんでした。(ナンバー:580<8940)	運行前点検記録表に基づく日常点検を行うよう、是正しました。
都市建設部	都市計画課	道路運送車両法第48条で規定される定期点検(1年点検)が実施されていませんでした。(ナンバー:41す3422、480き1084、480こ4669)	失念の無いよう、課内において周知徹底しました。
上田地域自治センター	豊殿地域自治センター	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」が整備されていませんでした。(ナンバー:580み5703)	運行前点検記録表(様式第3号)を備えつけ、庁用車使用時に記載を行うよう改善しました。
丸子地域自治センター	地域振興課	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」が整備されていませんでした。(ナンバー:500て7807、500な6963、501そ5372、400そ8945、580う3885、300て8917、300や925)	庁用自動車の車両管理者として、上田市庁用自動車管理規程第16条に定められている「運行前点検記録表(様式第3号)」を整備し、毎日各車両の使用者に運行前点検を実施するよう義務付けることにより安全管理に努めます。
丸子地域自治センター	地域振興課	道路運送車両法第48条で規定される定期点検(1年点検)が実施されていませんでした。(ナンバー:300て8917、500な6963)	庁用自動車の管理台帳を確認することにより、道路運送車両法第48条で規定されている定期点検(1年点検)を実施します。
丸子地域自治センター	市民サービス課	道路運送車両法第48条で規定される定期点検(1年点検)が実施されていませんでした。(ナンバー:41い6595、41さ2878、580ひ7113、580う6947、58り1134、531そ530、480き8295)	法に基づく定期点検については、財政課等と協議のうえ予算化し実施します。
丸子地域自治センター	市民サービス課	一体性があると考えられる業務委託を分割し、同一業者から見積書を徴し随意契約をした事例がありました。(中丸子団地給湯器設置工事実施設計D棟、同E棟、同F棟の3件で契約金額がいずれも400千円・委託期間も同じ H28.12.20~H29.3.31)	次年度以降の業務委託については、内容を精査し同一業務(業務内容及び期間)と考えられる場合は、一括発注を行うよう改善します。
真田地域自治センター	市民サービス課	随時の収入で納入通知を発しないものは、収入のあったときに調定を行う必要がありますが、収入日より後に調定を行っている事例がありました。(真田古城霊園利用許可証交付手数料300円、現金領収日 H28.5.2 調定日 H28.8.17)	指摘のあったとおり、今後現金の取り扱いを適正に行うよう改善します。
真田地域自治センター	建設課	道路運送車両法第48条で規定される定期点検(1年点検)が実施されていませんでした。(ナンバー:300ち692)	今後、道路運送車両法の規定に従い、定期点検の実施もれが無いように努めます。
武石地域自治センター	産業建設課	公有財産の所管換えについて、公有財産所管換協議書(様式123号)により契約管財課長に協議、また所管換え後に行う会計管理者への通知がされていない事例がありました。(公有財産 山林11,654.87㎡)	財産管理者により、財務・会計事務担当をはじめ、課内職員全員に財務規則に基づく適正な事務処理の遂行を指示しました。 当該事務処理に関しては、事務担当の職員のみならず財務・会計担当が事務処理の進捗管理を行うことの徹底を図りました。

1 平成29年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
会計管理者組織	会計課	<p>【全体の監査意見】</p> <p>○調定期の適正化について 財務規則第32条によれば、随時の収入で納入通知書を発しないものは、収入のあったときが調定期と定められていますが、調定期の時期を遅延する事例が8件ありました。適正な時期に調定されるよう指導、徹底する必要があります。</p>	<p>調定期の時期につきましては、定期の収入がある課所においては、比較的適正な事務処理がなされておりますが、随時の収入がある課所においては、一部不適切な事務処理が行われていた課所が見受けられるため、財務・会計事務担当者研修会において、再度、確認するとともに周知徹底して、現金実地検査においては適切な指導に努めてまいります。</p>
会計管理者組織	会計課	<p>【全体の監査意見】</p> <p>○直接収納した現金の取扱いについて 財務規則第38条によれば、現金を収納したときは速やかに指定金融機関等に払い込むこととされていますが、収納後に相当期間を現金保管する事例がありました。事故防止の観点から、速やかに入金処理されるよう指導、徹底する必要があります。</p>	<p>収納後の現金は、速やかに指定金融機関等に入金していただいておりますが、一部の課所で適正な事務処理がなされていないことから、再度、財務・会計事務担当者研修会及び現金実地検査において指導、徹底を図り、事故防止に努めてまいります。</p>
会計管理者組織	会計課	<p>【全体の監査意見】</p> <p>今回の定期財務事務監査の指摘事項等を踏まえ、管理・監督者は、その責任及び役割を認識し、各課の責任者である財務・会計事務担当者を中心とした内部統制の再構築に向けた取組が望まれます。(会計課、行政管理課)</p>	<p>内部統制につきましては、行政管理課、会計課及び財政課等が連携して、部長会議や課長会議を通して、各所属長が管理・監督者としての責任及び役割の再認識を図るとともに、各課の責任者である財務・会計事務担当者の職責についても理解し、担当者自らもその職責を再認識するよう、研修会等で周知徹底を図り、内部統制機能の再構築等、適切な運用体制の確保に取組んでまいります。</p>
会計管理者組織	会計課	<p>【全体の監査意見】</p> <p>平成29年6月、地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、内部統制に関する方針の策定や監査制度の充実強化などの改正が行われました。法律改正の主旨にのっとり、総務部行政管理課及び会計管理者(会計課)の持つ内部統制機能を再整理、再構築する取組が強く望まれます。(会計課、行政管理課)</p>	<p>内部統制につきましては、既存の統制が機能するように役割を明確にした上で再認識を図るとともに、各課所が行う財務会計事務に伴う統一事項の運用について連携して指導を行い、地方自治法改正に伴う先進市の状況を調査、確認する中で、内部統制機能の再構築等、適切な運用体制の確保に取組んでまいります。</p>
教育委員会	教育総務課	<p>本原小学校、第三中学校の工事請負契約について、一体性があると考えられる工事を分割し、見積書を徴し随意契約をしたと思われる事例がありました。 (本原小:家庭科室サッシ改修1,264千円、教職棟窓改修1,274千円、北側窓改修1,285千円、北側通路解体1,236千円、仮設渡り廊下解体1,283千円他) (第三中:更衣室家具1,299千円、中庭整備1,139千円、西門ゲート修理1,112千円、渡り廊下改修、校内案内設置1,298千円他)</p> <p>【全体の監査意見】</p> <p>○分割発注について 工事・委託について、契約・発注を分割する理由に合理性きょうを欠く事例がありました。 ①契約・発注を分割する場合の要件の明示、②随意契約の専決権についての検討、③工事契約発注に関する専門知識(ノウハウ)を持った職員の育成・確保の3つの視点から対応策を検討することを要望します。(総務課、契約検査課、教育総務課)</p>	<p>①一体性がある(判断されるものを含む)工事契約については、学校運営上明らかに影響がある場合等、随意契約として契約することに対し明らかな理由がある場合を除き、財務規則を遵守し競争入札により執行します。(教育総務課)</p> <p>②(契約検査課)</p> <p>③(総務課)</p>

1 平成29年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	教育総務課	業務委託契約書中、契約保証金、債務不履行に関する条項が無い事例がありました。(学校自家用電気工作物保安管理点検業務 ①千曲川右岸657千円、②千曲川右岸616千円)(中学校自家用電気工作物保安管理点検業務 ①千曲川右岸702千円、②千曲川左岸688千円)	平成30年度以降の業務委託契約書において、契約保証金、債務不履行に関する条項を記載します。
教育委員会	上田市丸子学校給食センター	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」が整備されていませんでした。(ナンバー:580こ5381)	上田市庁用自動車管理記録規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」を整備し、運行前点検の実施とともに、記録表への記入について課内に周知しました。
教育委員会	学校教育課	消滅時効を迎えた5年以上前の債権(未収金)について不納欠損処理をしてください。(放課後児童クラブ使用料 平成24年度以前の収入未済額24件 388千円)	消滅時効を迎えた5年以上前の債権(未収金)については、平成29年度決算で不能欠損処理を行います。また、次年度以降も同様に事務処理を行います。
教育委員会	生涯学習・文化財課	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」が整備されていませんでした。(ナンバー:400せ4989、400ち2577)	上田市庁用自動車管理記録規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」を整備し、運行前点検の実施とともに、記録表への記入について課内に周知しました。
教育委員会	生涯学習・文化財課	西部公民館関係の工事請負契約について、一体性があると考えられる工事を分割し、見積書を徴し随意契約をしたと思われる事例がありました。(木製家具取付他工事1,296千円、自動ドアセキュリティ追加他工事1,296千円、仮設囲い設置1,296千円、水配管土止め工事1,296千円)	一体性がある(判断されるものを含む)工事契約については、随意契約とする明確な理由がある場合を除き、財務規則を遵守し競争入札により執行します。
教育委員会	中央公民館	随時の収入で納入通知を発しないものは、収入のあったときに調定する必要がありますが、収入日より後に調定を行っている事例がありました。(コピー使用料、神川地区公民館使用料)	財務規則を遵守し、調定日についても適正な事務処理を行います。
教育委員会	城南公民館	道路運送車両法第48条で規定される定期点検(1年点検)を実施していませんでした。(ナンバー:41そ145)	今後は予算計上し、法令に基づく定期点検(1年点検)を実施するよう改めます。
教育委員会	上野が丘公民館	行政財産の目的外使用許可(1年を超える)において、教育長決裁がなされていない事例がありました。(長島自治会 防犯灯の設置)	今後は、上田市教育委員会組織規則に基づき、適正な事務処理に努めます。
教育委員会	上野が丘公民館	随時の収入で納入通知を発しないものは、収入のあったときに調定を行う必要がありますが、収入日より後に調定を行っている事例がありました。また、現金納付があったときは、速やかに金融機関に振込むこととされていますが、納付から10日以上現金が保管されている事例がありました。(公民館使用料4件・コピー使用料13件)	今後は、複数体制で確認し、財務規則に基づき、適正な事務処理に努めます。
教育委員会	上野が丘公民館	道路運送車両法第48条で規定される定期点検(1年点検)が実施されていませんでした。(ナンバー:480き7119)	今後は予算計上し、法令に基づく定期点検(1年点検)を実施するよう改めます。
教育委員会	塩田公民館	随時の収入で納入通知を発しないものは、収入のあったときに調定を行う必要がありますが、収入日より後に調定を行っている事例がありました。(講座受講料、コピー使用料)	財務規則を順守し、調定日についても適正な事務処理を行います。

1 平成29年度「定期財務事務監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	川西公民館	道路運送車両法第48条で規定される定期点検(1年点検)が実施されていませんでした。(ナンバー:460き6511)	今後は予算計上し、法令に基づく定期点検(1年点検)を実施するよう改めます。
教育委員会	上田市立上田図書館	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」が整備されていませんでした。(ナンバー:41す4444)	上田市庁用自動車管理記録規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」を整備し、運行前点検の実施とともに、記録表への記入について課内に周知しました。
教育委員会	上田市立上田図書館	道路運送車両法第48条で規定される定期点検(1年点検)が実施されていませんでした。(ナンバー:41す4444)	今後は予算計上し、法令に基づく定期点検(1年点検)を実施するよう改めます。
教育委員会	上田市立丸子図書館	上田市庁用自動車管理規定第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」が整備されていませんでした。(ナンバー:480か9516)	上田市庁用自動車管理記録規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」を整備し、運行前点検の実施とともに、記録表への記入について課内に周知しました。
教育委員会	上田市立丸子図書館	道路運送車両法第48条で規定される定期点検(1年点検)が実施されていませんでした。(ナンバー:480か9516)	今後は予算計上し、法令に基づく定期点検(1年点検)を実施するよう改めます。
教育委員会	上田市立博物館	行政財産の目的外使用許可(自動販売機設置)について、管理経費(施設私用電灯水道料)の収入科目は諸収入とすべきもののが、使用料及び手数料で収入されている事例がありました。(施設私用電灯水道料30千円)	年度途中より、諸収入として収入をしています。既に使用料及び手数料として納付された分については、収入金更正を行いました。
教育委員会	上田市立博物館	委託契約の関係書類について、随意契約の理由、見積経過の記載がない事例がありました。(上田市立博物館本館エアコン点検委託業務302千円)	随意契約の理由・見積経過の記載の漏れがないよう注意し、適正な事務処理に努めます。
教育委員会	信濃国分寺資料館	委託契約の関係書類について、随意契約の理由、見積経過の記載がない事例がありました。(史跡公園内僧寺中門後のクロマツ伐採委託324千円)	随意契約の理由・見積経過の記載の漏れがないよう注意し、適正な事務処理に努めます。
教育委員会	信濃国分寺資料館	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」が整備されていませんでした。(ナンバー:400ち5623)	上田市庁用自動車管理記録規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」を整備し、運行前点検の実施とともに、記録表への記入について課内に周知しました。
教育委員会	信濃国分寺資料館	道路運送車両法第48条で規定される定期点検(1年点検)が実施されていませんでした。(ナンバー:41さ1671)	今後は予算計上し、法令に基づく定期点検(1年点検)を実施するよう改めます。
教育委員会	スポーツ推進課	支払遅延防止法では、工事代金の支払いは請求を受けた日から40日以内とされています。同法の趣旨からも履行完了後には速やかな支払事務が行われるべきですが、工事検査完了後、6か月以上経過して支払いがされている事例がありました。(野球場出入口改修工事1,188千円、完了検査H28.4.25、支払日H28.11.21)	城跡公園管理事務所は、正規職員が1名しかいない状況で伝票処理を行っていることから、今後は、財務会計システム確認など伝票処理チェック体制を強化し、速やかな支払事務に努めます。
教育委員会	スポーツ推進課	随時の収入で納入通知を発しないものは、収入のあったときに調定を行う必要がありますが、収入日より後に調定を行っている事例がありました。(市民の森テニスコート使用料2千円 調定日H28.4.4)	平成29年度より、収入日を再確認するなど、調定の起票に細心の注意を払い、併せて、課内でのチェック体制を強化し、伝票処理業務に努めています。
教育委員会	スポーツ推進課	上田市庁用自動車管理規程第16条に定める「運行前点検記録表(様式第3号)」、同第21条の「使用簿」が整備されていませんでした。(ナンバー:400ち462)	平成29年4月より、運行前点検記録表及び使用簿を整備しています。
教育委員会	丸子地域教育事務所	道路運送車両法第48条で規定される定期点検(1年点検)が実施されていませんでした。(ナンバー:41さ2879)	今後は予算計上し、法令に基づく定期点検(1年点検)を実施するよう改めます。

2 平成29年度「財政援助団体等監査」結果に対するもの

(1) 上田市塩田の館

【是正・改善を求める事項】

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
商工観光部	観光課	(指定管理者:西塩田地区営農活性化推進組合) ・指定管理業務に要する経費は、他の会計と独立した会計を設けることが基本協定書で定められていますが、事業報告書における収支決算書を確認したところ、水道光熱費において、指定管理者である西塩田地区営農活性化推進組合全体の経理と一体的に処理されていました。収支の状況は、施設の経営状況や適切な指定管理料であるか等を判断するために正確でなければなりません。収支決算報告書のチェック方法、指定管理料の算出方法について適正に行われるよう改善を求めます。	・指定管理業務に係る経費と自主事業の経費を適切に区分し、今まで一体となっていた光熱水費等の諸経費について、明確に収支計算で報告できるよう改善を行うとともに、指定管理料に関しても指定管理者と密に協議の上、算出するよう改善を図ります。
商工観光部	観光課	(指定管理者:西塩田地区営農活性化推進組合) ・基本協定書で義務付けられている「施設賠償責任保険」の加入手続きが行われていませんでした。適正な事務処理に努めてください。	・施設賠償責任保険については、次年度より加入できるよう適切な指導を行いました。
商工観光部	観光課	(指定管理者:西塩田地区営農活性化推進組合) ・市に帰属する備品に備品シール等がなく、指定管理者に帰属する備品と明確な区別ができない状況であり、指定管理者が報告した市の備品と備品台帳において相違がありました。財務規則に従い、適正な事務処理に努めてください。(H28年度末 備品台帳掲載備品:65点、指定管理者報告備品:107点)	・指定管理者に再度、備品の区分について説明するとともに、現在未貼付であった備品シールを貼付し、適切な管理に努めてまいります。

【留意・検討を求める事項】

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
商工観光部	観光課	(指定管理者:西塩田地区営農活性化推進組合) ・「上田市塩田の館条例」では、設置目的を第1条で「観光事業及び地場産業の振興を図るため」と定めていますが、第4条で指定管理者が行う業務は「施設、設備等の維持管理」としており、設置目的を効果的に達成するための具体的業務が規定されていません。指定管理者が行う業務について、設置目的が効果的に達成できる業務となるよう検討することを求めます。	・塩田の館の設置目的としては条例で定められているとおり「観光事業及び地場産業の振興を図るため」であることから、今後、仕様書等で明確にし、設置目的を達成できるよう努めてまいります。

(2) 上田市丸子物産館(愛称:花風里)

【是正・改善を求める事項】

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
丸子地域自治センター	産業観光課	(指定管理者:社会福祉法人 まるこ福祉会) ・事業報告として指定管理者から提出される収支決算報告書において、社会福祉法人まるこ福祉会本体からの収入が計上されているなどの調整が行われ、平成27年度、平成28年度ともに収支が一致していました。収支の状況は、施設の経営状況や適切な指定管理料であるか等を判断するために正確でなければなりません。収支決算報告書のチェック方法、指定管理料の算出方法について適正に行われるよう改善を求めます。	・収支決算報告書のチェック方法、指定管理料の算出方法について、他指定管理施設も含め精査し適正に行います。
丸子地域自治センター	産業観光課	(指定管理者:社会福祉法人 まるこ福祉会) ・当施設の料金制度導入区分は「無料施設」という位置付けであります。実際は指定管理業務において収益が生じています。その収益は、慣例的に指定管理者の収入として計上されていますが、基本協定書や管理業務仕様書等に指定管理業務における収益の取扱いについての規定がありません。収益の帰属を明らかにし、適正な事務処理を行ってください。	・収益の帰属を明らかにしたうえで、仕様書等に指定管理業務における収益の取扱いについて規定するなど適正な事務処理を行います。
丸子地域自治センター	産業観光課	(指定管理者:社会福祉法人 まるこ福祉会) 基本協定書、管理業務仕様書に定めている下記の事項について、適正に処理されていませんでした。適正な事務処理に努めてください。 ・修繕料について、実績が下回った場合はその差額を返納することを規定していますが、実施されていませんでした。(H28:予算100千円→実績0円) ・「施設賠償責任保険」について、市を追加被保険者とすることを規定していますが、そのような保険契約がされていませんでした。	・修繕料については、適正な執行を行うとともに予算要求の際も修繕箇所を精査し、必要な修繕料の把握に努めます。 ・「施設・賠償責任保険」については、指摘された保険契約とするよう指定管理者に依頼しました。(30年4月より市が追加となる手続き完了)

(3) 上田市鹿教湯温泉センター(愛称:文殊の湯)

【是正・改善を求める事項】

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
丸子地域自治センター	産業観光課	<p>(指定管理者:鹿教湯温泉旅館協同組合) 基本協定書、管理業務仕様書に定めている下記の事項について、適正に処理されていませんでした。適正な事務処理に努めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品の取得、処分について、予め指定管理者と所管課において協議が行われておらず、備品台帳と相違がありました。(処分:扇風機2台、血圧計1台、マッサージ機1台 取得:扇風機2台、コインロッカー2台) ・修繕料について、実績が下回った場合はその差額を返納することを規定していますが、実施されていませんでした。(H28:予算200千円→実績128千円) ・「施設賠償責任保険」について、市を追加被保険者とすることを規定していますが、そのような保険契約がされていませんでした。 ・事業報告書について、内容が事業計画のままであり、管理業務の実施状況やサービス向上の取組み等について実態の把握ができませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品の取得、処分については、指定管理者と協議のうえ基本協定書、仕様書の規定どおりに適正な事務処理を行います。 ・修繕料については、適正な執行を行うとともに、予算要求の際も修繕箇所を精査し、必要な修繕料の把握に努めます。 ・「施設賠償責任保険」については、指摘された保険契約とするよう指定管理者に依頼しました。(30年3月より市が追加となる手続き完了) ・事業報告書については、指定管理者に業務の実施状況や各取組について、管理の実態が明らかになる報告書の提出を依頼するとともに、産業観光課でも精査を行います。
丸子地域自治センター	産業観光課	<p>(指定管理者:鹿教湯温泉旅館協同組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に帰属する備品に備品シール等がなく、指定管理者に帰属する備品と明確な区別ができない備品がありました。財務規則に従い、適正な事務に努めてください。(コインロッカー、扇風機等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務規則により、市に帰属する備品と指定管理者に帰属する備品を明確にしたうえで、市に帰属する備品に備品シールを貼るなど適正な事務を行います。

(4) 上田市別所温泉森林公園

【是正・改善を求める事項】

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
農林部	森林整備課	(指定管理者:信州上小森林組合) ・事業報告として指定管理者から提出される収支決算報告書において、信州上小森林組合本体の会計と調整が行われており、毎年収支がほぼ一致する報告となっていました。 収支の状況は、施設の経営状況や適切な指定管理料であるか等を判断するために正確でなければなりません。収支決算報告書のチェック方法、指定管理料の算出方法について適正に行われるよう改善を求めます。	・指定管理者側が、決算額と委託料は一致させなければいけないものとの誤った解釈をしていました。実際は指定管理者側の負担(持ち出し)が多く赤字となっているものと推察します。 指定管理者へは、次年度以降は実際の収支決算額を報告するよう指導するとともに、提出される指定管理料見積額及び収支決算額については、当課担当係長及び担当者の複数でチェックするように事務を改善します。
農林部	森林整備課	(指定管理者:信州上小森林組合) ・「樹木剪定作業代」が修繕費として支出されていますが、正しくは役務費手数料です。修繕費は精算対象経費のため、適正な科目で支出してください。	・指定管理者側が、予算書及び決算書に誤った費目で計上していたとともに、当課も費目の誤りに気が付きませんでした。 指定管理者へは、次年度の予算書から適正な費目による計上を指導しました。
農林部	森林整備課	(指定管理者:信州上小森林組合) 基本協定書、管理業務仕様書に定めている下記の事項について、適正に処理されていませんでした。適正な事務処理に努めてください。 ・「施設賠償責任保険」について、市を追加被保険者とすることを規定していますが、そのような保険契約がされていませんでした。	・指定管理者側が、管理業務仕様書等に定めている「施設賠償責任保険」について、同者が加入する「企業総合賠償責任保険」で施設内の事故等の損害賠償が可能な契約内容であったため、あえて「上田市」の記載は無くても良いものと誤った解釈をしていたとともに、当課も保険証書(写し)の提出を求めておりませんでした。 指定管理者へは、次年度以降の適正な賠償責任保険の契約締結を指導するとともに、保険証書(写し)を提出するように指導しました。
農林部	森林整備課	(指定管理者:信州上小森林組合) 基本協定書、管理業務仕様書に定めている下記の事項について、適正に処理されていませんでした。適正な事務処理に努めてください。 ・「施設賠償責任保険」について、市を追加被保険者とすることを規定していますが、そのような保険契約がされていませんでした。	・指定管理者側が、管理業務仕様書等に定めている「施設賠償責任保険」について、同者が加入する「企業総合賠償責任保険」で施設内の事故等の損害賠償が可能な契約内容であったため、あえて「上田市」の記載は無くても良いものと誤った解釈をしていたとともに、当課も保険証書(写し)の提出を求めておりませんでした。 指定管理者へは、次年度以降の適正な賠償責任保険の契約締結を指導するとともに、保険証書(写し)を提出するように指導しました。

監査意見

◆ 指定管理者制度運用における内部統制機能の充実

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
総務部	行政管理課	施設所管課と指定管理者の基本協定に加え、年度協定締結の際に、人件費、事業費、特に一般管理費などが適正に指定管理料に反映されているかを行政管理課で確認するためのチェック体制の整備が必要と考えます。	平成30年1月24日に、すべての施設所管課を対象とした指定管理者制度の適正な運用についての研修会を開催した中で、施設所管課において一般管理費等の経費の取扱いについても適切に指定管理料へ反映させるよう周知徹底いたしました。 また、平成30年度からは、すべての指定管理者制度導入施設の年度協定書及び予算書等について当課において確認を行うこととし、指定管理者制度の適正な運用のためのチェック体制の強化を図ってまいります。
総務部	行政管理課	施設所管課が、指定管理者制度を理解し、指定管理者に対し基本協定書や業務管理仕様書に基づく適正な指導、助言、評価が行えるよう、運用基準やモニタリング評価の充実、また、その周知方法についてマニュアルの整備等の検討が必要と考えます。	平成30年1月24日に実施した研修会において、指定管理者制度の運用基準や業務仕様書、モニタリング評価の取扱い等について周知徹底を図りました。 また、評価研修事項のマニュアルへの反映等マニュアルの見直しを図る中で、評価の標準化及び評価項目の充実を図ってまいります。